

答申第128号
令和3年9月8日
(諮問公第146号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の内容に係る公文書について、その存否を明らかにしないで不開示とした判断は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和2年11月7日付けで、「過去5年間のうち、黒田踏切近辺において、取り締まりの内容、関わった職員、指導内容、その他この内容につき一切の書類及び電磁的記録すべて」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年11月20日鹿交指第131号及び鹿地第353号で、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和2年11月23日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

「公文書不開示決定通知書」の取り消しを求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 審査請求人は、不開示情報を除き開示できるものとして、「関わった職員、指導内容」も求めており、弁明書において触れてはいない。また、条例第8条に部分開示の規定もあり、前段の箇所は十分開示できる内容と思料できると思われる。加えて、条例第3条にある最大の尊重がなされていないことは明白である。

イ 他方、現処分対象の公文書開示請求受理につき、黒田踏切近辺の具体的な対象範囲を審査請求人に対し、確認してきた事実もある。このことは、弁明書の処分庁の争点に対する主張があれば、何ら確認する事項ではないとも思料される。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨（不開示決定の理由）は、次のとおりである。

(1) 当該公文書の存否を答えること自体が条例第7条第4号及び同条第6号の規定により不開示とされている公共の安全等に関する情報及び事務又は事業に関する情報を開示す

ることとなる。

- (2) 本件開示請求に係る公文書を開示すれば、過去に実施された取締りの対象違反、実施場所、実施期間、体制等が明らかとなり、同様の請求が繰り返し行われ公にされた場合、今後行われる取締り場所等が容易に推測されることとなり、悪質な運転者等が取締り場所以外においては交通法規を無視するという弊害が生じる蓋然性が高く、交通モラルの低下や法秩序の形骸化を招くなど、犯罪の予防、鎮圧等の目的が危ぶまれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすこととなる。

以上のことから、対象公文書を開示することで、犯罪の予防、鎮圧、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認める相当な理由があることから、対象公文書は条例第7条第4号の不開示情報に該当すると判断した。

- (3) 交通指導取締りはいつ、どこで行われているか予測できないという心理効果により、交通ルールを守らせる作用がある。また、場所や時間は安全性を確保しつつ場所を選定しなければならず、実施時間も限られるなどの制約が伴う。対象情報を開示することで、違法または不当な行為を容易にするおそれがあると同時に、交通指導取締りの事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、対象情報を開示することで、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあると同時に、交通指導取締り自体の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、対象公文書は条例第7条第6号の不開示情報に該当すると判断した。

- (4) 本件対象公文書の内容には特定の区域における指導取締りの実施場所や実施時間という、公共の安全情報並びに事務事業情報を含んでいる。そのため、対象公文書の存否を答えるだけで、特定の区域における交通指導取締りを実施した事実を明らかにすることとなり、公共安全情報及び事務事業情報を開示した場合と同様の結果となることから、存否を明らかにしないで不開示決定とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年12月22日	諮問公第146号に係る諮問を受けた。
令和3年3月24日	実施機関から弁明書及び反論書の写しを受理した。
5月27日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
7月12日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
7月29日	諮問の審議を行った。
8月31日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 条例第7条第4号該当性について

(㇆) 条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、この号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否か、いわゆる相当の理由の有無について審理・判断するのが適当であり、このような規定としているものである。

(㇇) 条例第7条第4号該当性について

仮に本件開示請求の対象となる公文書の存否を答えたとすれば、過去の特定の日、特定の場所において速度取締りが実施されたか否かが明らかになる。

たとえ一箇所であっても、特定の場所で速度取締りが実施されたことが公にされるとすれば、他の場所についても、開示請求が行われれば、速度取締りが実施されたことが公にされるということとなり、一定数繰り返し開示請求が行われた場合に、その情報をもとにして、将来行われる速度取締りの場所や時間が想定され、その結果、速度取締りが予想される場所では回避行動をとるものの、それ以外の場所においては交通法規を遵守しない運転者が増加するなどのおそれがあるとする旨の実施機関の主張には理由があると認められる。

よって、速度取締りの日時や場所を公にすることは、交通犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると判断されるため、条例第7条第4号に該当すると認められる。

なお、条例第7条第4号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるため、実施機関の主張する条例第7条第6号については判断しない。

イ 公文書の存否を明らかにしないで不開示とすることの妥当性について

(㇆) 条例第10条（公文書の存否に関する情報）

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

本条にいう「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る公文書が具体的にありかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

(イ) 処分の妥当性

本件開示請求内容は、上記ア(イ)で判断したとおり、過去の特定の日、特定の場所において速度取締りが実施されたか否かを明らかにするものである。

したがって、本件開示請求の内容に係る公文書の存否を答えることは、それだけで条例第7条第4号に規定する公共の安全等に関する情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって「1 審査会の結論」のとおり判断する。